佐賀県公有財産規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月二日

佐賀県知事 古 Ш 康

佐賀県規則第一号

佐賀県公有財産規則 の 一部を改正する規則

佐賀県公有財産規則 (昭和四十年佐賀県規則第六号) の 部を次のように改

正する。

様式第八号中「 紦 19 条関係」 を「 舥 19 条の 2 関係」 に

了 宋 クۡロ

を

に

「(ふりがな)

この様式に記載された個人情報は行政財産使用許可申請及び公有財産に係る適正な事務処理のために使い、裏面の誓約事項の確認及び法令等ある場合等を除き、ご本人の承諾なしに第三者に提供することはありまt 信に \$ 英宝 **ॐ** ⊞ 込が

を

表力団等を排除する なお、内容確認の るだけ <u>L1</u> & 申在 指置 指 ご会 | 暴力団 | 際本部 影の影響 な会にを

に

県では、行政事務全般から暴 旨の誓約をお願いしています。 行う場合があります。 この様式に記載された個人情 申込みに係る事務の目的を達成します。また、確認情報は、あ 用する場合があります。 □個人情報は、 りを達成する1 段は、あなた1 、行政財産使用許可申請及び公有財産借受けため及び裏面の誓約事項の確認のために使用が県と行う他の契約等における身分確認に利

改め、 同 様式 の裏面を次の ように 改める。

(裏面)

誓約

私は、このたびの申請を行うに当たり、次の事項について誓約します。

自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当しません。

また、次の2及び3に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人 その他の団体又は個人ではありません。

- 1 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- 2 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
- 3 暴力団員でなくなつた日から5年を経過しない者
- 4 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を 与える目的をもつて暴力団又は暴力団員を利用している者
- 5 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- 6 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- 7 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

様式第九号から様式第十号の二までの規定中「 第19条関係」 を「 第 19 祭の

2 霙泳」に改める。

様式第十一号中「円 クۡ

を

(ふりがな) 名(名称)

ビ

この様式に記載された個人情報は行政財産一時使用許可に係る適正な事務処理のために使い、裏面の誓約事項の確認及び法令等に定めがある場合等を除き、ご本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。

を

県では、行政事務全般から暴力団等を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。なお、内容確認のために佐賀県警察本部へ照会を行う場合があります。 この様式に記載された個人情報は、行政財産一時使用許可に係る事務の目的を達成するため及び裏面の誓約事項の確認のために使用します。また、確認情報は、あなたが県と行う他の契約等における身分確認に利用する場合があります。

に

改め、 同様式の裏面を次のように 改める。

3

(裏面)

誓約

私は、このたびの申請を行うに当たり、次の事項について誓約します。

自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当しません。

また、次の2及び3に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人 その他の団体又は個人ではありません。

- 1 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律 (平成3年法律 (平成3年法律 (平成3年法律 (平成3年法律 (平成3年法律) (平成3年
- 2 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
- 3 暴力団員でなくなつた日から5年を経過しない者
- 4 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を 与える目的をもつて暴力団又は暴力団員を利用している者
- 5 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- 6 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- 7 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

樣式第二十号中「汨 ′加

を

「(ふりがな)

に

この様式に記載された個人情報は県有財産私権設定申込に係る適正な事務処理のために使い、裏面の誓約事項の確認及び法令等に定めがある場合等を除き、ご本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。

を

県では、行政事務全般から暴力団等を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。なお、内容確認のために佐賀県警察本部へ照会を行う場合があります。 この様式に記載された個人情報は、県有財産私権設定申込みに係る事務の目的を達成するため及び裏面の誓約事項の確認のために使用します。また、確認情報は、あなたが県と行う他の契約等における身分確認に利用する場合があります。

に

改め、 同様式の裏面を次のように改める。

(裏面)

誓約

私は、このたびの申請を行うに当たり、次の事項について誓約します。

自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当しません。

また、次の2及び3に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人 その他の団体又は個人ではありません。

- 1 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律 (平成3年法律 (平成3年法律 (平成3年法律 (平成3年法律 (平成3年法律) (平成3年
- 2 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
- 3 暴力団員でなくなつた日から5年を経過しない者
- 4 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を 与える目的をもつて暴力団又は暴力団員を利用している者
- 5 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- 6 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- 7 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

附

則